

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>P9 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) (略) (2) 津波災害における避難開始の時期 ア (略) イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき ①～⑤ (略) ⑥ ヘリコプターや消防車両等による伝達 ⑦ 町内会長等からの伝達 (以下略)</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) (略) (2) 津波災害における避難開始の時期 ア (略) イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき ①～⑤ (略) ⑥ <u>せんだい避難情報電話サービスからの伝達</u> ⑦ ヘリコプターや消防車両等による伝達 ⑧ 町内会長等からの伝達 (以下略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>
<p>P11 第1章 第4節 地域で組織的に活動する</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】 (中略) (1) 情報収集・伝達活動 (中略) ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）、広報車等、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報の情報を収集し、地域住民に周知します。 (以下略)</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】 (中略) (1) 情報収集・伝達活動 (中略) ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）、<u>せんだい避難情報電話サービス</u>、広報車等、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報の情報を収集し、地域住民に周知します。 (以下略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>

旧頁	旧	新	備考
P27 第1章 第11節 生活の復 旧・復興に 関する支援 を利用する	<div style="border: 2px solid cyan; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 廃棄物の収集処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) がれき(粗大ごみ、倒壊家屋等解体ごみ)の処理 ア～ウ (略) エ 倒壊家屋等の解体・撤去 倒壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととしますが、国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担)の適用について、速やかに県・国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼します。 3. (略) </div>	<div style="border: 2px solid cyan; padding: 10px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 廃棄物の収集処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) がれき・<u>損壊家屋等</u>の処理 ア～ウ (略) エ <u>損壊家屋等の解体・撤去</u> <u>損壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととしますが、家屋等の被害が基大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去を検討します。</u> 3. (略) </div>	仙台市災害廃棄物処理計画に合わせ用語を統一
P32 第2章 第2節 災害対策活動体制	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、<u>津波注意報が発表されたとき</u>「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。 (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</u></p> <p><u>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</u></p> <p><u>③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</u></p> <p><u>④ その他危機管理監が必要と認めるとき</u></p> </div> <p>(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	風水害対策編との整合を図るための修正
P47 第2章 第4節 避難計画	<p>2. 避難情報の発令 [災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 伝達の手段 ①～② (略)</p>	<p>2. 避難情報の発令 [災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 伝達の手段 ①～② (略)</p>	

旧頁	旧	新	備考																																
	<p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等 により避難情報の配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」 により情報提供を行う。 (以下略)</p>	<p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）、<u>せんだい避難情報電話サ ービス</u>等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」 <u>「せんだい避難情報電話サービス」</u>等により避難情報の配信を行うとともに、市ホームペ ージ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。 (以下略)</p>	<p>せんだい避難情 報電話サービ スの追加</p>																																
<p>P57 第2章 第5節 津波災害応 急計画</p>	<p style="text-align: center;">《最大波の観測値の発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="311 619 1418 940"> <thead> <tr> <th>津波警報等の 発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）	<p style="text-align: center;">《沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容》</p> <table border="1" data-bbox="1472 619 2579 940"> <thead> <tr> <th>津波警報等の 発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）	<p>記述の適正化</p>
津波警報等の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容																																	
大津波警報	1m超	数値で発表																																	
	1m以下	「観測中」と発表																																	
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																	
	0.2m未満	「観測中」と発表																																	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）																																	
津波警報等の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容																																	
大津波警報	1m超	数値で発表																																	
	1m以下	「観測中」と発表																																	
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																	
	0.2m未満	「観測中」と発表																																	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがご く小さい場合は「微弱」と表 現）																																	

旧頁	旧	新	備考
P60 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p style="text-align: center;">〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	<p style="text-align: center;">〈津波警報等の伝達系統図〉</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>
P61 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部事務局、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 (中略) ア～ウ (略)</p> <p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター) 及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部事務局、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 (中略) ア～ウ (略)</p> <p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター)、<u>せんだい避難情報電話サービス</u> 及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」「<u>せんだい避難情報電話サービス</u>」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスの追加</p>

旧頁	旧	新	備考
P69 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画	<p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」</p>	<p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">※ ヘリコプターテレビ電送システム：「ヘリテレ」</p>	<p>現況に則した記 載へ修正</p> <p>分社化に伴う修 正</p>

旧頁	旧	新	備考
P93 第2章 第11節 消防活動計画	2. 組織 (中略) (1) (略) (2) 職員の動員 震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、勤務時間外の職員は直ちに参集する。また震度4を観測する地震が発生した場合、警防本部長は、非常配備基準に基づき職員を招集する。	2. 組織 (中略) (1) (略) (2) 職員の動員 <u>消防部が別に定める「非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領」により、勤務時間外の職員を直ちに招集する。</u>	風水害等災害対応編との統一を図るため
P96 第2章 第12節 避難所運営計画	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕 (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所担当職員の措置 ア～イ (略) ウ 避難所の空間配置 避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。 (以下略)	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕 (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所担当職員の措置 ア～イ (略) ウ 避難所の空間配置 避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。 <u>また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。</u> (以下略)	感染症対策に関する記載の追記
P100 第2章 第12節 避難所運営計画	3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所運営委員会の活動 ア (略) イ 避難所運営で行う主な活動 以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。 ① (略) ② 避難所の空間配置(総務班) 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。	3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所運営委員会の活動 ア (略) イ 避難所運営で行う主な活動 以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。 ① (略) ② 避難所の空間配置(総務班) 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。 居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、 <u>感染症対策</u> や災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。	感染症対策に関する記載の追記

旧頁	旧	新	備考																																												
	<p>共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p> <p>(以下略)</p>																																													
<p>P116 第2章 第15節 緊急輸送計画</p>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><通行制限、交通規制の実施者と根拠法></p> <table border="1" data-bbox="311 655 1442 810"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>範囲</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合</td> <td>道路交通法第6条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	実施責任者	範囲	根拠法	(略)	(略)	(略)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第6条第4項	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><通行制限、交通規制の実施者と根拠法></p> <table border="1" data-bbox="1472 655 2602 810"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>範囲</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合</td> <td>道路交通法第6条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	実施責任者	範囲	根拠法	(略)	(略)	(略)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項	<p>根拠法に基づく記載の適正化</p>																										
実施責任者	範囲	根拠法																																													
(略)	(略)	(略)																																													
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第6条第4項																																													
実施責任者	範囲	根拠法																																													
(略)	(略)	(略)																																													
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項																																													
<p>P119 第2章 第15節 緊急輸送計画</p>	<p style="text-align: center;"><離着陸場一覧></p> <table border="1" data-bbox="311 947 1406 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1</td> </tr> <tr> <td>石積訓練場</td> <td>富谷市石積字堀田地内</td> </tr> <tr> <td>大倉訓練場</td> <td>仙台市青葉区大倉字菖蒲沼</td> </tr> <tr> <td>スプリングバレー訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字岳山 14-2</td> </tr> <tr> <td>県消防学校</td> <td>仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1</td> </tr> <tr> <td>仙台市消防局荒浜訓練場</td> <td>仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。 ※2 飛行場外離着陸場は、消防ヘリコプター(仙台市消防局)の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。 ※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。</p>	区分	名称	所在地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1	石積訓練場	富谷市石積字堀田地内	大倉訓練場	仙台市青葉区大倉字菖蒲沼	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2	県消防学校	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1	仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)		<p style="text-align: center;"><離着陸場一覧></p> <table border="1" data-bbox="1472 947 2567 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1</td> </tr> <tr> <td>石積訓練場</td> <td>富谷市石積字堀田地内</td> </tr> <tr> <td>大倉訓練場</td> <td>仙台市青葉区大倉字佐井利</td> </tr> <tr> <td>スプリングバレー訓練場</td> <td>仙台市泉区福岡字岳山 14-2</td> </tr> <tr> <td>県消防学校</td> <td>仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1</td> </tr> <tr> <td>仙台市消防局荒浜訓練場</td> <td>仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。 ※2 飛行場外離着陸場は、消防ヘリコプター(仙台市消防局)の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。 ※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。</p>	区分	名称	所在地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1	石積訓練場	富谷市石積字堀田地内	大倉訓練場	仙台市青葉区大倉字佐井利	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2	県消防学校	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1	仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)		<p>離着陸場の住所表記の訂正</p>
区分	名称	所在地																																													
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																																													
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1																																													
	石積訓練場	富谷市石積字堀田地内																																													
	大倉訓練場	仙台市青葉区大倉字菖蒲沼																																													
	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2																																													
	県消防学校	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1																																													
仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市若林区荒浜字今切 29-2																																														
飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)																																														
区分	名称	所在地																																													
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																																													
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1																																													
	石積訓練場	富谷市石積字堀田地内																																													
	大倉訓練場	仙台市青葉区大倉字佐井利																																													
	スプリングバレー訓練場	仙台市泉区福岡字岳山 14-2																																													
	県消防学校	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1																																													
仙台市消防局荒浜訓練場	仙台市若林区荒浜字今切 29-2																																														
飛行場外離着陸場適地	(資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照)																																														
<p>P122 第2章 第16節 廃棄物処理計画</p>	<p style="text-align: center;">第16節 廃棄物処理計画 〔環境部〕</p> <p>本節では、震災に伴い発生した倒壊家屋等の震災廃棄物及び一般廃棄物(生活ごみ及びし尿)の処理について定める。</p> <p>また、本市域の一部又は全部が、災害対策基本法第86条の5に基づく廃棄物処理特例地域として指定された場合は、震災廃棄物等の迅速な処理を行うため、国等と連携のうえ、迅速かつ効率的な対応を図るよう努めるものとする。</p> <p>1. (略)</p>	<p style="text-align: center;">第16節 廃棄物処理計画 〔環境部〕</p> <p>本節では、災害に伴い発生した損壊家屋等の災害廃棄物等(生活ごみ及びし尿を含む)の処理について定める。</p> <p>また、本市域の一部又は全部が、災害対策基本法第86条の5に基づく廃棄物処理特例地域として指定された場合は、災害廃棄物等の迅速な処理を行うため、国等と連携のうえ、迅速かつ効率的な対応を図るよう努めるものとする。</p> <p>1. (略)</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p>																																												

旧頁	旧	新	備考
P122 第2章 第16節 廃棄物処理 計画	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬 【環境部】</p> <p>(1) 生活ごみの収集処理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 処理方法等</p> <p>廃棄物処理施設においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の震災廃棄物の受入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。 (資料 9-8 「一般廃棄物(ごみ)収集運搬委託業者一覧」参照) (資料 9-9 「一般廃棄物(ごみ)収集運搬車両一覧表」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土地交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)を適正に処理する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬 【環境部】</p> <p>(1) 生活ごみの収集処理</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 処理方法等</p> <p>廃棄物処理施設においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の災害廃棄物等の受入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。 (資料 9-8 「一般廃棄物(ごみ)収集運搬委託業者一覧」参照) (資料 9-9 「一般廃棄物(ごみ)収集運搬車両一覧表」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 災害廃棄物等の処理 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等の情報を収集のうえ、環境省「災害廃棄物対策指針」等の資料を参考に災害廃棄物等の発生量を推計し、適正な処理体制を構築する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、災害廃棄物等の発生状況を把握し、災害廃棄物等の処理に関して必要な事項を定めた災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p> <p>同上</p>

旧頁	旧	新	備考
P125 第2章 第16節 廃棄物処理 計画	<p>(1) がれき処理 がれきの処理フロー図は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><がれき処理フロー図></p> <p>※1 大企業については一定の要件を満たすもののみを対象とする。</p> <p>※2 国の特別措置が適用された場合に、地震等による損壊の程度等要件を満たすものについて市が解体を行う。</p> <p>※3 災害の規模、震災ごみの発生量等に応じて、がれき搬入場・仮設焼却炉の設置を検討。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体 ア (略) イ 倒壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担)の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼する。</p> <p>(4) 民間企業との協力体制 がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などに当たり、関係業界団体等に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(1) <u>がれき等災害廃棄物の処理</u> がれき等の災害廃棄物の処理フロー図は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><災害廃棄物処理フロー図></p> <p>※1 <u>大企業については一定の要件を満たすもののみを対象とする。</u></p> <p>※2 <u>損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者がこれを実施することとなるが、家屋等の被害が甚大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去を検討する。</u></p> <p>※3 <u>災害の規模、災害廃棄物の発生量等に応じて、がれき搬入場・仮設焼却炉の設置を検討。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) がれきの撤去及び<u>損壊</u>家屋等の解体 ア (略) イ <u>損壊家屋等の解体・撤去は、原則として建物の所有者が行うこととするが、家屋等の被害が甚大で、倒壊等による二次被害や生活環境の悪化が懸念される場合は、国の補助事業の範囲内で、市による損壊家屋等の解体・撤去を検討する。</u></p> <p>(4) 民間企業との協力体制 がれきの撤去及び<u>損壊</u>家屋等の解体などに当たり、関係業界団体等に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>仙台市災害廃棄物処理計画と用語を統一するための修正</p> <p>同上</p>

旧頁	旧	新	備考																																																																																
P144 第2章 第20節 災害救助法 適用計画	<p>4. 災害救助法の適用基準 (中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条 第1項第1号</th> <th>施行令第1条 第1項第2号</th> <th>施行令第1条 第1項第3号 前段</th> </tr> <tr> <th>区域別</th> <th>人口</th> <th colspan="3">住家減失世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>2,333,899</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>1,082,159</td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="7">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td>310,183</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>194,825</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>133,498</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>226,855</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>216,798</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は平成27年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p> <p>(以下略)</p>	該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前段	区域別	人口	住家減失世帯			宮城県	2,333,899	—	2,000	9,000	仙台市	1,082,159	150	75	「多数」	青葉区	310,183	150	75	宮城野区	194,825	100	50	若林区	133,498	100	50	太白区	226,855	100	50	泉区	216,798	100	50	<p>4. 災害救助法の適用基準 (中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条 第1項第1号</th> <th>施行令第1条 第1項第2号</th> <th>施行令第1条 第1項第3号 前段</th> </tr> <tr> <th>区域別</th> <th>人口</th> <th colspan="3">住家減失世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>2,303,487</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>1,097,196</td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="7">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td>311,757</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>196,813</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>141,531</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>234,875</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>212,220</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は令和2年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p> <p>(以下略)</p>	該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前段	区域別	人口	住家減失世帯			宮城県	2,303,487	—	2,000	9,000	仙台市	1,097,196	150	75	「多数」	青葉区	311,757	150	75	宮城野区	196,813	100	50	若林区	141,531	100	50	太白区	234,875	100	50	泉区	212,220	100	50	令和2年国勢調査による数値に更新
該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前段																																																																															
区域別	人口	住家減失世帯																																																																																	
宮城県	2,333,899	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	1,082,159	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	310,183	150	75																																																																																
宮城野区	194,825	100	50																																																																																
若林区	133,498	100	50																																																																																
太白区	226,855	100	50																																																																																
泉区	216,798	100	50																																																																																
該当条項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号		施行令第1条 第1項第3号 前段																																																																														
区域別	人口	住家減失世帯																																																																																	
宮城県	2,303,487	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	1,097,196	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	311,757	150	75																																																																																
宮城野区	196,813	100	50																																																																																
若林区	141,531	100	50																																																																																
太白区	234,875	100	50																																																																																
泉区	212,220	100	50																																																																																
P161 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画	<p>2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制 ア 基本方針 ①～② (略) ③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制 (中略) ④～⑤ (略) イ (略) ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な手段を活用して行う。 エ～キ (略)</p>	<p>2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制 ア 基本方針 ①～② (略) ③ 高速自動車国道及び自動車専用道路からの流出規制 (中略) ④～⑤ (略) イ (略) ウ 交通規制の手段・方法 交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により行う。 エ～キ (略)</p>	記載の適正化 記載の適正化																																																																																

旧頁	旧	新	備考																												
	<p>(3) 緊急通行車両の確認 (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p>① 車両番号標に表示されている番号</p> <p>② 車両の用途（輸送人員又は品名）</p> <p>③ 使用者の住所、氏名</p> <p>④ 輸送日時</p> <p>⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）</p> <p>⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）</p> <p>ウ 標章等の交付 警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び確認証明書を交付する。</p>	<p>(3) 緊急通行車両の確認 (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p>① 番号標に表示されている番号</p> <p>② 車両の用途（輸送人員又は品名）</p> <p>③ 使用者の住所、氏名</p> <p>④ 通行日時</p> <p>⑤ 通行経路（出発地、目的地）</p> <p>⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）</p> <p>ウ 標章等の交付 警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>																												
<p>P174 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画</p>	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 元年 10月 1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 3年 9月 30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>293</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	46	51	34	29	293	<p>最新の情報に更新</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	46	51	34	29	293																									
<p>P178 第2章 第29節 ガス施設災害応急計画</p>	<p>1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「非常事態における応援要綱」（日本ガス協会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う ほか、仙台</p>	<p>1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動参集し、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「非常事態における応援要綱」（日本ガス</p>	<p>仙台市ガス局災害対策要綱第4条との整合を図るため</p>																												

旧頁	旧	新	備考																
	ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。	協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。																	
P196 第2章 第34節 農林水産業 対策計画	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>農林土木班</td> <td> (整備係) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	農林土木班	(整備係) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事	(略)	(略)	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>農林土木班</td> <td> (整備係・<u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	農林土木班	(整備係・ <u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事	(略)	(略)	体制の変更に伴う修正
実施機関	担当業務																		
(中略)	(中略)																		
農林土木班	(整備係) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事																		
(略)	(略)																		
実施機関	担当業務																		
(中略)	(中略)																		
農林土木班	(整備係・ <u>管理係</u>) ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関する事 ・農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る災害対策の立案に関する事 ・被害防止広報に関する事 (林務係) ・林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関する事 ・林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関する事 ・被害防止広報に関する事																		
(略)	(略)																		
P203 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 (中略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> (以下略)	名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕 (中略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> (以下略)	名 称	貸付限度額	利 子	償還期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	記載の適正化
名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間																
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																
名 称	貸付限度額	利 子	償還期間																
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																
P203 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕 (中略) (1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で、 災害救助法の適用を受けない小規模 災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者 (2) 見舞金の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>世帯の類型</th> <th>被災人員数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>準世帯</td> <td></td> <td>1人当たり2万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額	全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円	6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕 (中略) (1) 支給対象 市内に住所を有する者の世帯で災害により、 <u>住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金か、災害救助法に基づく住宅の応急修理を受けたものは除く。</u> (2) 見舞金の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>世帯の類型</th> <th>被災人員数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額					仙台市災害見舞金支給要綱の改正に伴う修正
被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額																
全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円																
被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額																

旧頁	旧				新				備考																														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 210 742 325">その他</td> <td data-bbox="742 210 920 325">1人 2人～4人 5人以上</td> <td data-bbox="920 210 1172 325">3万円 5万円 7万円</td> <td data-bbox="1172 210 1454 325"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 325 742 367">準世帯</td> <td data-bbox="742 325 920 367"></td> <td data-bbox="920 325 1172 367">1人当たり1万円</td> <td data-bbox="1172 325 1454 367"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 367 742 493">半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水</td> <td data-bbox="742 367 920 493">その他</td> <td data-bbox="920 367 1172 493">1人 2人～4人 5人以上</td> <td data-bbox="1172 367 1454 493">1万円 3万円 5万円</td> </tr> </table>	その他	1人 2人～4人 5人以上	3万円 5万円 7万円		準世帯		1人当たり1万円		半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	その他	1人 2人～4人 5人以上	1万円 3万円 5万円					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1558 210 1899 367">全焼、全壊、流失</td> <td data-bbox="1899 210 2077 367">準世帯</td> <td data-bbox="2077 210 2329 367"></td> <td data-bbox="2329 210 2611 367">1人当たり2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 367 1899 535">半焼、<u>大規模半壊</u>、<u>中規模半壊</u>、半壊、 床上浸水又は消火冠水</td> <td data-bbox="1899 367 2077 535">その他</td> <td data-bbox="2077 367 2329 535">1人 2人～4人 5人以上</td> <td data-bbox="2329 367 2611 535">3万円 5万円 7万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 535 1899 640"></td> <td data-bbox="1899 535 2077 640">準世帯</td> <td data-bbox="2077 535 2329 640"></td> <td data-bbox="2329 535 2611 640">1人当たり1万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 640 1899 745"></td> <td data-bbox="1899 640 2077 745">その他</td> <td data-bbox="2077 640 2329 745">1人 2人～4人 5人以上</td> <td data-bbox="2329 640 2611 745">1万円 3万円 5万円</td> </tr> </table>	全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円	半焼、 <u>大規模半壊</u> 、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 床上浸水又は消火冠水	その他	1人 2人～4人 5人以上	3万円 5万円 7万円		準世帯		1人当たり1万円		その他	1人 2人～4人 5人以上	1万円 3万円 5万円					
その他	1人 2人～4人 5人以上	3万円 5万円 7万円																																					
準世帯		1人当たり1万円																																					
半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	その他	1人 2人～4人 5人以上	1万円 3万円 5万円																																				
全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円																																				
半焼、 <u>大規模半壊</u> 、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、 床上浸水又は消火冠水	その他	1人 2人～4人 5人以上	3万円 5万円 7万円																																				
	準世帯		1人当たり1万円																																				
	その他	1人 2人～4人 5人以上	1万円 3万円 5万円																																				
<p>P208 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>17. 市立幼稚園保育料の減免〔教育部、幼稚園〕 災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 798 845 850">損害程度</th> <th data-bbox="845 798 1083 850">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 850 845 892">家屋が全壊した場合</td> <td data-bbox="845 850 1083 892">保育料の全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 892 845 934">家屋が2分の1以上損壊した場合</td> <td data-bbox="845 892 1083 934">保育料の半額</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	減免額	家屋が全壊した場合	保育料の全額	家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額						<p>(削除)</p> <p>令和元年から幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴う修正</p>																										
損害程度	減免額																																						
家屋が全壊した場合	保育料の全額																																						
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額																																						
<p>P212 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） (中略) ア (略) イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 (以下略)</p>						<p>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） (中略) ア (略) イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 (以下略)</p> <p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しに伴う修正</p>																																
<p>P213 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p>	<p>25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔危機管理局、まちづくり政策部〕 (中略)</p> <p>(1) 被災者台帳に記録する情報 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 カ 援護の実施の状況</p>						<p>25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）〔危機管理局、まちづくり政策部〕 (中略)</p> <p>(1) 被災者台帳に記録する情報 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 カ 援護の実施の状況</p>																																

旧頁	旧	新	備考
	<p><u>(新規)</u></p> <p>キ 電話番号その他連絡先</p> <p>ク 世帯の構成</p> <p>ケ 罹災証明書の交付の状況</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>コ その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項</p> <p>カ マイナンバー</p> <p>(2) 被災者台帳の活用</p> <p>区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p> <p>特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</p>	<p><u>キ</u> <u>要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u></p> <p><u>ク</u> 電話番号その他連絡先</p> <p><u>ケ</u> 世帯の構成</p> <p><u>コ</u> 罹災証明書の交付の状況</p> <p><u>サ</u> <u>市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</u></p> <p><u>シ</u> <u>前項に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</u></p> <p><u>ス</u> <u>マイナンバー</u></p> <p><u>セ</u> <u>その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項</u></p> <p>(2) 被災者台帳の活用</p> <p>区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、<u>必要に応じて他市町村等への情報提供を行うことにより</u>、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p> <p>特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</p>	<p>災害対策基本法第90条の3等で示される被災者台帳に記載又は記録する事項の追加</p> <p>災害対策基本法施行規則第8条の5第4号及び第5号を根拠とした被災者台帳の活用について記載を追記</p>